５．　法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項※７

（１）法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（２）法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（３）法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

（４）特定デジタルプラットフォームの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項がある場合は、当該事項及びその評価

◆（５）その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

以上

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

７．(1)「（１）法第９条第１項第２号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示（特定デジタルプラットフォーム提供者自ら行動指針を定めた場合にあっては、告示及び当該行動指針。(3)において同じ。）を踏まえた評価について記載すること。

(2)「（２）法第９条第１項第３号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、次に掲げる事項について記載すること。

①当該開示の状況が利用者にとって明確かつ平易な表現を用いたものになっていたかどうかについての評価

②第９条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる場合又は第11条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる場合に該当するものと判断した場合において、当該判断に十分な理由があったかどうかについての評価

(3)「（３）法第９条第１項第４号に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、告示を踏まえた評価について記載すること。

(4)「（５）その他法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項」においては、自ら行った評価の方法（評価を行った部署、外部の意見を聴取した場合にあってはその旨、自ら行った評価に関してKPIを設定した場合における当該KPIに関する事項その他の評価の方法に関する事項、特定デジタルプラットフォームの事業運営の方針や今後の展望を踏まえた自己評価等をいう。）その他の法第９条第１項第２号から第４号までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項について、任意に記載すること。

附　則

この省令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。